

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 岩手厚生年金 事案 1008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私の亡き夫は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得

日が昭和 44 年 8 月 1 日となっているのであれば、B 支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B 支店に係る資格喪失日の記録を昭和 44 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 支店における昭和 44 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 44 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私の亡き夫は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得

日が昭和 44 年 8 月 1 日となっているのであれば、B 支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B 支店に係る資格喪失日の記録を昭和 44 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 支店における昭和 44 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 44 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和14年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名： 男（死亡）  
基礎年金番号：  
生年月日： 大正14年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私の亡き夫は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべ

きであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1018

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女（死亡）  
基礎年金番号：  
生年月日：大正7年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私の亡き母は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の母の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得

日が昭和 44 年 8 月 1 日となっているのであれば、B 支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B 支店に係る資格喪失日の記録を昭和 44 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 支店における昭和 44 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 44 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私の亡き夫は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の夫の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得

日が昭和 44 年 8 月 1 日となっているのであれば、B 支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B 支店に係る資格喪失日の記録を昭和 44 年 8 月 1 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 支店における昭和 44 年 6 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 44 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1020

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間前後においてA社のD支店に勤務していたが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間の欠落があった。

間違いなく継続して勤務していたので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間以前から継続してA社D支店（以下「D支店」という。）に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和44年7月31日にA社B支店（以下「B支店」という。）における被保険者資格を喪失し、D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年8月1日に同工場において被保険者資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかし、複数の同僚は、「申立期間前後も変わらず給与が支給され、保険料が控除されていた。また、勤務場所や勤務形態に変更は無かった。」と供述しており、C社の現在の事務担当者は、「B支店からD支店への適用事業所の変更のために厚生年金保険の被保険者記録が途絶えることは考え難い。D支店の資格取得日が昭和44年8月1日となっているのであれば、B支店で同日に資格喪失すべきであった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B支店に係る資格喪失日の記録を昭和44年8月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB支店における昭和44年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出を誤ったと思うと回答しており、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 1022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 25 日

私は、A社に勤務しているとき、申立期間に賞与の支給を受けたが、厚生年金保険被保険者記録に反映されていない。

平成 17 年 7 月 25 日に賞与が支給されていると思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の預金口座に係る預金取引明細表を見ると、平成 17 年 7 月には 7 日と 25 日に A 社からの振込みが確認できるが、25 日は月例給与であり、申立人が主張する賞与とは 7 日に振り込まれた 6 万 3,000 円のことであると推認できる。

しかしながら、当該事業所の破産管財人は貸金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、元経理担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険料を控除せずに賞与を支給することがあり、申立人に平成 17 年 7 月 7 日に支払われている金額に端数が無いのであれば、当該賞与からは保険料控除が行われていないものと思われる。」と供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。